

薬物対策の推進

薬物対策に関しては、内閣総理大臣を本部長とする「薬物乱用対策推進本部」の下、関係省庁が連携して取り組んでいます。警察では、政府の薬物対策の中核を担う機関として、**薬物の供給の遮断及び需要の根絶**を目指し、総合的な薬物対策を推進しています。

1. 供給の遮断

薬物の供給を遮断するためには、薬物の流入を**水際で阻止**し、密輸入・密売を行っている**薬物犯罪組織を壊滅**することが必要です。警察では、外国の取締機関や海上保安庁、税関、入国管理局等の国内関係機関との連携を強化し、コントロールド・デリバリー等の効果的な捜査手法を活用するなど、密輸入事件の摘発と薬物の供給ルートの解明に努めています。また、薬物犯罪組織は、薬物の密輸・密売により得られるばく大な薬物犯罪収益によって組織の維持、拡大を図っているので、資金面からの打撃を与えるために、**麻薬特例法**等を積極的に活用して、**薬物犯罪収益のはく奪**等の対策を推進しています。

2. 需要の根絶

薬物の需要の根絶のためには、ひとりひとりが「薬物乱用は許さない」という強い意思を持ち、**薬物乱用を拒絶する規範意識**が社会全体に保たれていることが必要です。

警察では、**末端乱用者の検挙**を徹底するとともに、関係機関・団体との協力による**広報啓発活動**を展開して、薬物の危険性、有害性についての正しい知識の醸成、維持に努め、薬物乱用を拒絶する社会環境づくりを推進しています。



関係機関との合同キャンペーン

3. 国際協力の推進

警察では、国境を越えて行われる薬物の不正取引に対処するため、各種国際会議への参加、捜査員の相互派遣等を通じた**海外の取締機関等との情報交換**等の国際捜査協力に努めています。

また、薬物の供給源となっている国の薬物取締能力の向上等を図るため、ODA事業の一環として、警察庁主催により**「アジア・太平洋薬物取締会議」**を開催しているほか、独立行政法人国際協力機構（JICA）との協力により、「**薬物犯罪取締セミナー**」の開催、技術協力プロジェクト（タイ等における薬物対策地域協力プロジェクト）への警察職員の派遣や研修員の受け入れ等の技術協力を推進しています。



第13回アジア・太平洋薬物取締会議



薬物専門家の派遣（タイ）